

**令和8年度愛知県認知症介護研修事業**  
**《小規模多機能型サービス等計画作成担当者研修》**  
**募 集 案 内**

**1 目的**

高齢者介護実務者に対し、指定小規模多機能型居宅介護事業所、指定看護小規模多機能型居宅介護事業所又は指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所において、利用者及び事業の特性を踏まえた小規模多機能型居宅介護事業計画又は看護小規模多機能型居宅介護計画を作成するために必要な知識及び技術を修得するための研修を実施することにより、認知症高齢者に対する介護サービスの充実を図る。

**2 募集内容等**

(1) 受講対象者

県内（名古屋市内を除く）の指定小規模多機能型居宅介護事業所、指定看護小規模多機能型居宅介護事業所又は指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の計画作成担当者又は計画作成担当者に従事する予定の者であって、介護支援専門員証を有し、認知症介護実践者研修（旧実務者研修基礎課程を含む）を修了している者とする。

ただし、サテライト型小規模多機能型居宅介護事業所又はサテライト型看護小規模多機能型居宅介護事業所に関しては、介護支援専門員でなくても認知症介護実践者研修（旧実務者研修基礎課程を含む）を修了している方であれば受講可能です。（※本体事業所における業務を行うことはできません。）

(2) 日程・会場・定員

日程	令和8年10月5日（月）、6日（火）
会場	愛知県自治センター6階 603会議室（名古屋市中区三の丸2-3-2）
定員	40名

(3) カリキュラム

別紙のとおり

(4) (イ) 受講料

具体の金額・納付方法については、受講決定通知の際に御案内します。

**重要！** 申込書類を当方で確認した後、受講が適当と認められる者には、7月上旬頃、申込市町村を通じて、受講決定通知書を発出しますが、受講決定通知書を受け取られた者におかれましては、事前に必ず※受講料を納付していただきます。（受講料の振込が期日までに確認できない場合は、勤務先へ連絡します。このため、申込書に記載いただいた勤務先電話番号を事務局へ伝えることをご理解ください。）

なお、いったん納付された受講料については、いかなる事情（ただし自然災害等により主催者側の都合で今年度内に研修を開催できなかった場合を除く）があっても返金しませんのでご承知おきください。

※ 受講決定通知書を受け取られた方は、その後キャンセルされた場合であっても、そのキャンセルのタイミングの如何に関わらず、必ず受講料は納付していただきます（受講決定通知書を受領された時点で「キャンセル料は100%の扱い」となります）。

これは、受講料について、研修に係る直接経費（講師謝金、講師旅費、テキスト印刷代等）を受講決定通知書の人数で割り戻して決定しており、受託者（（一社）愛知県介護福祉士会）にキャンセル者分の金銭的な負担が転嫁されることを防ぐための措置ですので、

何卒ご理解いただきますよう、よろしくお願いいたします。

### 3 申込方法等

#### (1) 申込方法

別紙の**受講申込書**に、**認知症介護実践者研修（旧実務者研修基礎課程を含む）の修了証書の写し、介護支援専門員証の写し（登録番号や有効期間満了日の記載のあるもの）及びグループワーク事前確認事項**を、事業所の所在する**市町村（保険者）の介護保険サービス事業所に係る指定基準所管部署へ令和8年6月18日（木）【必着】**までに提出してください。

なお、申し込みに関する問い合わせについては、各市町村（保険者）へお尋ねください。

#### (2) 受講決定

申込者数が定員を超えた場合は、愛知県で選考し、受講の可否について市町村経由により、開催日までに通知します。

また、受講決定後の変更は原則認められません。

### 4 その他注意事項

(1) 実践者研修の修了が見込まれる者についても申込みを受け付けますが、修了証書の写しを研修日当日の開始時刻までに確認できない場合は受講をお断りする場合があります。

(2) **研修会場には、駐車場がありませんので公共交通機関でお越しください。**

もし、お車でお越しになる場合は、コインパーキングを受講者ご自身でお探してください。

(3) 研修日程の全ての講義に出席した方（**遅刻・早退・欠席不可**）に対しては、愛知県知事の修了証書を交付します。

(4) 受講者決定後の受講のキャンセルは速やかに各市町村（保険者）を通して愛知県へ申し出てください。（この場合であっても2（4）に記載のとおり、キャンセル申し出の時点で受講料が『納付されていない』場合は納付期限までに必ず納付いただきます。また、既に納付されている場合には納付された受講料は返金しませんのでご承知おきください）。

(5) 感染予防のため、研修会場でのマスクの着用、手指消毒にご協力をお願いいたします。

(6) 小規模多機能型サービス等における計画作成の研修となります。ケアプランは作成できることを前提として研修が進みます。ケアプランの作成手順等についての研修は行われません。